



屋根工事や住宅修理の勧誘に注意しましょう！……………P 1
 2022年4月から成年年齢が18歳に！
 成年になる準備はできていますか？……………P 2～3
 消費者トラブルに遭わないために。
 知って安心の最新情報をお届け！消費者庁若者ナビ！……………P 4

編集・発行 板橋区消費者センター

屋根工事や住宅修理の勧誘に注意しましょう！

「近くで工事をしている」「火災保険を使って、自己負担なく住宅の修理ができる」などと事業者が訪ねてきて、高額な請求をされたというトラブルが急増しています。

相談事例 1

「近くで工事をしていたら、お宅の屋根瓦が外れているのが見えた」と作業員が訪ねてきた。「点検します」と屋根に上ったあと、瓦が割れた写真を見せられた。「このままではもっとひどい状態になる」と言われて、屋根工事の契約をしてしまった。

相談事例 2

「お宅の屋根が壊れているのが見えた。このままでは大変なことになる。火災保険を利用すれば無料で工事ができる」と言って、事業者が訪問してきた。屋根の写真撮影や保険の申請サポートを依頼したが、あとから考えると不審なので解約したい。



消費者へのアドバイス

- 「すぐに工事が必要」などと事業者が不安をあおって契約を急がせる場合は、注意が必要です。すぐに契約せず、家族や身近な人に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど慎重に検討しましょう。
- 保険金の申請サポートと工事が一体となった契約で、その事業者にも工事を依頼しない場合、また保険金の申請サポートだけの契約でも、支払われた保険金から高額な違約金や手数料を払うよう求められる場合があります。
- 訪問販売による契約は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。不安に思ったときは早めにご相談ください。

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

まずはお電話を！

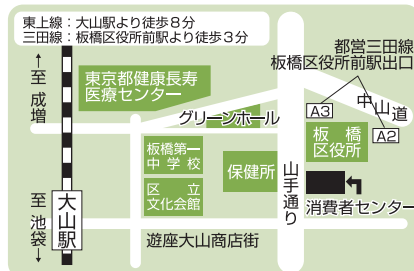
☎ 03-3962-3511 (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

〒173-0004 板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター7階

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188

お近くの消費生活相談窓口につながります



2022年4月から成年年齢が18歳に！

成年になる準備はできていますか？

新生活が始まります！

4月から成年となり、一人暮らしを始める人も多くいるでしょう。一人暮らしでは、アパートの賃貸契約や、電気・ガス・水道などの公共料金の契約をする必要があります。

また、アルバイトの契約、スマホの契約など、さまざまな契約行為があなたを待ち構えています。



契約トラブルの危険性

悪質な業者は、まだ社会的な経験が少ないみなさんに付け込んで、じっくり考える余裕を与えずに契約させてしまうことがあります。焦らずに対応することを心掛け、必要がないものはきっぱりと断りましょう。



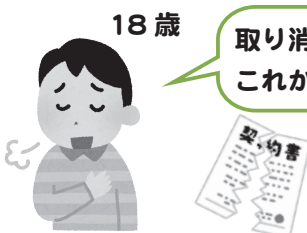
・就職に役立つから！
・みんなやってるよ！
・特典つけるよ！

契約取消の対象外に！

未成年の間は、保護者の同意がない契約をした場合は、原則その契約を取り消すことができますが、成年になると簡単に取り消すことはできません。そのため、成人したばかりの若者が悪質業者のターゲットになりやすいのです！

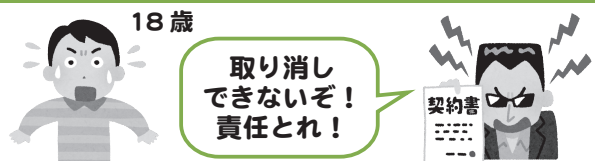
2022年3月31日まで

18歳・19歳はまだ**未成年**



2022年4月1日から

18歳・19歳も**成年に**



高校3年生、大学生も
18歳になったら**成年**です。

若者に多いトラブル事例

① 「簡単にもうかる」

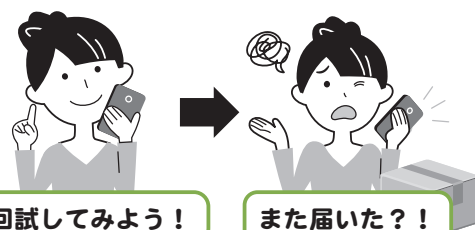
大学の先輩に「友達を紹介すればさらにもうかる」「だれでも簡単にもうかる」という投資の話をした。内容はよくわからなかったが、50万円をローンで支払った。まったくもうからず借金だけが残った。

お金は借りれば
いいよ。



② 定期購入トラブル

インターネットの広告をみて、お試し価格の500円で化粧品を購入した。1回だけのつもりだったのに、2回目も届き、価格が8,000円になっていた。よく確認したら、4回までの定期購入契約だった。



1回試してみよう!

また届いた?!

③ エステ契約のトラブル

「無料体験」のチケットをもらったので、試しに行ってみた。施術後に「今ならキャンペーンでお得になっている」としつつこく勧誘され、結局高額なコースを契約してしまった。

こちらの
コースが
お得ですよ!

無料だから
来たんだけど...



トラブルにあわないために

- 「簡単にもうかる話」は要注意!
- 少しでも「おかしいな」と思ったら、その場で契約しない。
- 契約は簡単に取り消せません。契約内容をよく確認しましょう。

困ったら周りに相談



困ってます...

「そんなものに私はダマされない!」と思われるかもしれませんが、いざ自分が悪質業者に遭遇した場合は冷静な対応ができないものです。

トラブルに巻き込まれたときは、家族や職場・大学の窓口、または消費者センターに相談してみましょう。

消費者トラブルに遭わないために。
知って安心の最新情報をお届け!

消費者庁 若者ナビ!



消費者庁
消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

LINE友だち登録はこちらから!



3つのコンテンツで知識をゲット!

〈チャットボット〉



気になるボタンをタップすると、
詳しい内容をチェックできます。

〈情報配信〉



最近の消費者トラブル関連の
情報が届きます。

〈投稿機能〉



テーマに沿った投稿を募集。
投稿作品は消費者庁の
コンテンツに採用されるかも?

広告



ちょっとしたお家の困りごと
シルバーがお手伝いします!!

- ◆お花の水やり ◆電球交換…1,350円
- 部屋の整理・整頓 ○ガラス拭き ○お風呂場の清掃
- お庭の掃除…2時間3,380円より
- ☆下見のうえ、お見積りいたします。先ずはお電話を!!

会員募集

お仕事したい方もお問合せ下さい!
公益社団法人
板橋区シルバー人材センター
TEL 3964-0871

板橋区消費者センター公式ツイッターのご案内



板橋区消費者センターは消費者トラブルの情報など暮らしに役立つ情報をツイッターでタイムリーに発信していますのでフォローよろしくお願いします。下記の「2次元コード」または「URL」からツイッターをご覧ください。

【2次元コード】

公式アカウント shohi_itabashi

【URL】 https://twitter.com/shohi_itabashi

